

財務諸表に対する注記 (法人全体用)

1.重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

①建物、構築物、器具及び備品

定額法によっている。

(2)消費税等の会計処理

税込方式を採用している。

2.法人で採用する退職給付制度

退職給付制度を採用していない。

3.法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

(1)法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2)事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

(3)社会福祉事業における拠点区分別内訳書(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、拠点区分が1つしかないため作成していない。

(4)公益事業事業における拠点区分別内訳書(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、拠点区分が1つしかないため作成していない。

(5)拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(6)各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 知足常楽会拠点区分(社会福祉事業区分)

「法人本部」

「ケアハウス知足荘」

「ホームヘルパーセンター知足(老人居宅介護等事業)」

「ホームヘルパーセンター知足(障害福祉サービス等事業)」

イ 知足常楽会拠点区分(公益事業区分)

「ケアハウス知足荘(健康福祉に関する調査及び研究)」

4.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	67,300,000	0	0	67,300,000
建物	209,551,695	0	11,755,187	197,796,508
合計	276,851,695	0	11,755,187	265,096,508

5.会計基準第3章第4(4)及び(6)の規程による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金3,088,750円を取り崩した。

6.担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	67,300,000 円
建物(基本財産)	197,796,508 円
合計	265,096,508 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	154,713,000 円
合計	154,713,000 円

7.固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	307,287,572	109,491,064	197,796,508
建物	28,885,530	21,318,585	7,566,945
構築物	3,035,428	2,001,551	1,033,877
器具及び備品	1,841,500	1,790,763	50,737
権利	182,574	182,574	0
合計	341,232,604	134,784,537	206,448,067

8.満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9.関連当事者との取引内容

該当なし

10.重要な偶発債務

該当なし

11.重要な後発事象

該当なし

12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし